

令和7年度 サイクルイベント開催事業の募集について

■募集期間

令和7年5月23日（金）から令和7年6月18日（水）まで

■注意事項

応募の際は、必ず「サイクルイベント開催事業補助金交付要綱」を併せてご確認ください。

【提出先・問合せ先】

日立市 産業経済部 観光振興課

〒317-8601

茨城県日立市助川町1丁目1番1号

電話番号 0294-22-3111（内線776）

FAX番号 0294-24-1713

メールアドレス kanko@city.hitachi.lg.jp

1 事業目的

市内周遊コースや茨城県が定める「大洗・ひたち海浜シーサイドルート」を活用したサイクルツーリズムの推進を目的とし、本市の地域資源や観光施設等を巡る市内周遊型のサイクルイベントを実施する事業に対し、サイクルイベント開催事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付します。

2 補助対象事業

補助対象事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 本市の地域資源や観光施設等を巡り、サイクルツーリズムの推進に資する事業であること。
- (2) 事業内容が本市への観光誘客に資すると認められるものであること。
- (3) 令和7年度末までに完了する事業であること。
- (4) 国、県又は市から委託又は補助を受けていない、若しくは受ける予定がない事業であること。

3 補助対象経費

- (1) 補助上限額 1,000千円
- (2) 補助対象経費

No.	区分	内容
1	謝礼	インフルエンサー等への謝礼
2	旅費	インフルエンサー等の交通費
3	消耗品費	コピー代、材料代、資材代等の消耗品
4	印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷物
5	通信運搬費	郵送代
6	保険料	イベント参加者保険料等
7	使用料及び賃借料	会場使用、機材賃貸借等
8	市長が必要と認めた経費	事業実施に必要と認められる経費

※ 上記の補助対象経費のうち、市長が事業の実施に必要と認めた額とする。

※ 補助対象事業の実施に伴う収入があった場合は、補助対象経費から収入額を控除した額と交付決定額のいずれか低い方を補助金の額とする。

※ 補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

4 補助対象者

補助対象者は、事業の遂行に必要な知識、経験、資格、資力及び信用を有し、事業期間中、円滑かつ安定して実施できる法人格を有する者とします。

5 補助対象期間

交付決定日から令和8年3月31日（火）まで

※ 事業の着手は、本補助金の交付決定以降に行うものとし、交付決定日より前に発注、支払い等を行った費用及び補助対象期間を過ぎて支出した費用については、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

6 応募方法

(1) 応募資格

応募資格については、補助対象者であり、次に掲げる要件を全て満たすことを条件とし、所定の誓約書（様式2）の提出が必要となります。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 国税及び地方税を滞納していないこと。

ウ 日立市から指名停止措置を受けていないこと。

エ 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生の手続を行っていないこと。

オ 役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者。以下同じ。）又は使用人（法人その他の団体に雇用される者であって、役員等以外のもの）が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）でないこと。

カ 暴力団員等が経営や運営に事実上参加していないこと。

キ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力していないこと。

ク 不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。

ケ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。

(2) 応募書類

ア 企画提案書（様式1）

※ 事業内容のほか、事業の目的や期待される効果等を記載の上、以下の内容を明記すること。

No.	内 容
1	コンセプトについて
2	スケジュールについて
3	実施体制について
4	参加者募集方法について
5	経費見積額等について
6	その他特記事項について

※ 企画提案書の提出は、1事業者につき1提案までとします。

イ 誓約書（様式2）

ウ 納税証明書

都道府県税及び市町村税については、納付義務のある全ての税目を対象とし、次のとおりとします。

(ア) 本店（主たる事務所）に関するもの

- ・ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）
税務署指定の様式その3の3又はその3
- ・ 都道府県税
当該都道府県指定の様式（茨城県税は、様式第40号の4（イ））
- ・ 市町村税
当該市町村指定の様式

(イ) 茨城県内に営業所等がある場合（茨城県税）

- ・ 茨城県指定の様式第40号の4（イ）

(ウ) 日立市内に営業所等がある場合（茨城県税及び日立市税）

- ・ 茨城県指定の様式第 40 号の 4（イ）
- ・ 日立市指定の様式

(3) 応募期間と応募書類の提出先等

ア 応募期間

令和 7 年 5 月 23 日（金）から令和 7 年 6 月 18 日（水）まで【必着】

イ 応募書類の提出及び問合せ先

日立市 産業経済部 観光振興課

〒317-8601 茨城県日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号

電話番号 0294-22-3111（内線776） FAX番号 0294-24-1713

メールアドレス kanko@city.hitachi.lg.jp

Logoフォーム <https://logoform.jp/form/tDgS/1014171>

※ 持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとします。

7 選考について

(1) 選考方法

ア 提案事業者が 1 事業者のみの場合

提出書類を基に事業者の選考を行います。必要に応じて追加資料の提出やヒアリングを実施することがありますが、その場合には、応募者に別途お知らせします。

なお、選考に当たっては次の点を中心として総合的な評価を行います。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①応募資格を満たしているか。②提案内容が本事業の目的・対象と合致しているか。③事業の実施方法やスケジュールが現実的か。④継続的な取組かつ自立化が期待できるか。⑤今後の事業展開に発展性が期待されるなど、地域への波及効果が見込めるか。 |
|---|

イ 提案事業者が 2 事業者以上の場合

上記アの方法により各団体からの提案内容を精査するとともに、必要に応じて市が設置する「サイクルツーリズム推進懇話会」に意見を求めた上で候補者を決定します。

(2) 選考結果の決定及び通知について

採否の結果は、応募期間終了日から30日以内に決定及び通知します。

8 補助金の申請・交付について

事業採択後、別に定めるサイクルイベント開催事業補助金交付要綱に基づき、速やかに補助金の交付申請を行ってください。

9 補助金交付までの流れ

(1) 応募から選考・採択まで【応募事業者対象】

応募	○受付期間：令和7年5月23日（金）から6月18日（水）まで		
	<table border="1"><tr><td>提出書類</td><td>○企画提案書（様式1） ○誓約書（様式2） ○納税証明書</td></tr></table>	提出書類	○企画提案書（様式1） ○誓約書（様式2） ○納税証明書
提出書類	○企画提案書（様式1） ○誓約書（様式2） ○納税証明書		
選考	企画提案書を基に選考します。		
採択	○選考結果の通知について 応募期間終了日から30日以内に、通知します。		

(2) 補助決定後から補助金交付まで【採択事業者のみ対象】

申請	○補助金交付申請		
	<table border="1"><tr><td>提出書類</td><td>○補助金交付申請書 ○事業計画書 ○収支予算書</td></tr></table>	提出書類	○補助金交付申請書 ○事業計画書 ○収支予算書
提出書類	○補助金交付申請書 ○事業計画書 ○収支予算書		
事業実施	○補助金交付（不交付）決定通知書の受領		
	○補助金等交付請求書の提出 （概算払いにより交付）		
	○事業実施 交付決定日から令和8年3月31日（火）までの間 ※ イベントは令和8年3月1日（日）までに開催することとし、開催日は協議の上決定する。		

事業実施後	○補助事業等実績報告書の提出 事業完了日から起算して30日が経過した日又は令和8年3月31日（火）のいずれか早い日までに提出
審査後	○補助金等確定通知書の受領 ○補助金等返還通知書の受領 ※ 補助金額に超過がある場合のみ通知する。